

# 八街市農業元気アップ支援金事業実施要綱

令和4年6月27日

告示第144号

改正 令和4年7月28日告示第160号

(趣旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に起因する原油価格高騰により、燃料、肥料、資材等の価格上昇の影響を受ける農業経営体の負担を緩和するため、八街市農業元気アップ支援金（以下「支援金」という。）を支給することについて、八街市補助金等交付規則（昭和52年規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「農業経営体」とは、次の各号のいずれかに該当する者（法人を除く。）をいう。

- (1) 農業の収入に係る令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告又は令和4年度市民税・県民税の申告を行った者
- (2) 農地の所有権又は利用権（農地法（昭和27年法律第229号）第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条に基づく公告があったもの）を得て令和4年1月1日以降に農業経営を開始した者

(対象者)

第3条 支援金の支給対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請時点で市内に住所を有する農業経営体であること。
- (2) 過去に当該支援金を受給していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市から当該支援金を受けようとする農業経営体が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、支給の対象としないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（支援金の額）

第4条 支援金の額は、一対象者当たり3万円とする。

（申請の期限）

第5条 支援金に係る申請期限は、令和4年10月31日までとする。

（申請）

第6条 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八街市農業元気アップ支援金申請書兼請求書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の規定による申請をしようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類及びその他市長が必要と認める書類を申請書に添付しなければならない。

(1) 第2条第1号に規定する者 令和3年分の所得税及び復興特別所得税

の確定申告書又は令和4年度市民税・県民税申告書の写し

- (2) 第2条第2号に規定する者 農業経営の実態のわかる書類  
(支給の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査のうえ支給の可否を決定し、八街市農業元気アップ支援金支給(不支給)決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する支援金の支給決定をもって支給の額を確定したものとみなす。

(支援金の請求)

第8条 市長は、第6条第1項の規定による申請をもって、支援金の請求があったものとみなす。

(支援金の支給等に関する周知等)

第9条 市長は、支援金事業の実施に当たり、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について個別に通知するほか、広報その他の方法により周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 市長が前条の規定による周知等を行ったにもかかわらず、申請者が第5条に規定する申請の期限までに第6条に規定する申請を行わなかった場合は、当該申請者は支援金の受給を辞退したものとみなす。

2 市長が第7条の規定により支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能その他申請者の責に帰すべき事由により支給ができなかった場合において、市長が確認等に努めた上でなお令和4年11月30日までに申請書の補正等が行われなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和4年7月28日告示第160号)

この告示は、公示の日から施行する。